

国民年金からお知らせ

●お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-4111

国民年金のマスケット図案を募集!

新潟県では、県民のみなさんに、国民年金についてもっとよく知っていただき、身近な制度としてより親しんでいただくために、「国民年金マスケット」の図案を募集します。ふるって応募ください。

▼募集内容：人・動物・植物などを簡潔に、親しみやすく図案化したもの。

▼応募資格：年齢を問わず、新潟県内に在住する人に限る。

▼応募締切日：十一月三十日(当日消印有効)

▼応募規定：①応募作品は、自作未発表のものに限る。②応募は一人五点以内とする。③応募用紙は

B5版程度とし、色は4色(白を含む)以内とする。④応募作品裏面に、郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号及び作品の簡単な説明を明記すること。⑤応募作品は返却しない。⑥応募作品の著作権は、主催者に帰属し、補作・補色使用することもある。

▼表彰：賞状と記念品を贈り、次のとおり表彰する。①新潟県知事賞：特選一点 ②新潟県国民年金

協力会長賞：入選数点、佳作数点

▼入賞発表：入賞者に直接通知するとともに、広報紙「ねんきん新潟」三月号で発表する。

▼応募先・問い合わせ：千九五〇新潟市新光町四一 新潟県民生部国民年金課マスケット募集係 ☎025-285-5511へ

10月11日金～17日木は

違反建築防止週間です

巻土木事務所では、違反建築防止週間の期間中に違反建築のパトロールを行います。建築物の工事をされている方は、建築基準法による確認済の表示板を見やすい所に表示しておくようご協力ください。



平成4年1月1日から実施

児童手当制度の改正

児童手当制度が改正され一人目の子どもから支給

子どもを健やかに育てるための環境づくりの重要な柱である「児童手当制度」が、平成四年一月一日から改正されます。

今回の改正では、これまで二人目の子どもから支給されていた児童手当が、一人目の子どもから支給されることとなります。

改正のポイント

- ①一人目の子どもから、児童手当が支給されるようになります。(現行は、二人目の子どもから)なお、一人目の子どもについては、平成三年一月二日以降に生まれた子どもから、新たに支給の対象になります。
- ②手当の月額額は、一人目と二人目の子どもは五千円、三人目以降の子どもについては一万円となります。(現行は、二人目の子どもに

ついて二千五百円、三人目以降の子どもについては五千円)

③支給される期間は、三歳未満までとなります。(現行は、小学校入学前まで)ただし、支給期間に関しては、経過措置があります。

一人目の子ども

認定請求はお忘れなく

今回の改正により、平成三年一月二日以降に生まれた子どもについては、平成四年一月から新たに手当の支給対象となりますので、該当する方は認定請求の手続きが必要となります。この認定請求の受付は、平成三年十一月から役場住民福祉課(☎82-4111内線一二二)で行いますのでお忘れのないように。

なお、この認定請求の手続きをしないと、児童手当が支給されませんので、忘れずに申請してください。



また、現在児童手当を受給されている方については、手続の必要はありませんのでお問い合わせの必要はありません。

三条・燕・西蒲・南蒲広域 養護老人ホーム施設組合の職員を募集します!

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合では、次により職員を募集します。

■職種及び募集人員 ○寮母…1人 ○調理士…1人 ■職務内容 ○寮母…入所者の日常生活の世話 ○調理士…入所者の給食業務 ■受験資格 ○寮母…昭和41年4月2日以降に生まれ、高校以上の学校を卒業した方で、通勤可能な方 ○調理士…昭和31年4月2日以降に生まれ、高校以上の学校を卒業した方で、調理師免許を有する通勤可能な方 ■提出書類①受験申込書 ②履歴書 ③最終学校卒業証明書 ④調理師免許の写 ■申込切日 10月15日(火) ■試験方法 作文試験及び面接試験を実施 ■採用予定日 平成4年4月1日

※なお、書類の提出先及び問い合わせは、広域養護老人ホーム県央寮(三条市大字吉田1237番地☎0256-34-1010)まで。

夕暮れ時の交通事故に気を付けて!

秋の深まりとともに日没が早くなり、天候も不安定となるため、夕暮れ時は交通事故が多くなるので、夕暮れ時の交通安全に気を付けてください。

岩室ふるさと太鼓 (仮称)

太鼓を打ってみたい人、興味のある人、どんどん集まれ!



最近、近隣各町村で、文化・芸術振興の一環として郷土伝統芸能の創造と発見、そしてその保存と伝承を目的とした太鼓の創作活動が盛んに行われています。

そこで、本村においても、太鼓創作への要望が強まり、このたび関係各位の熱意と協力により、岩室ふるさと太鼓(仮称)創作実行委員会が設立されることになりました。そして、広く村民のみなさんから愛好者を募り、越後文化発祥の地「岩室」にふさわしい太鼓愛好会をつくりたいと準備をすすめています。太鼓に興味のある方、または太鼓を打ってみたいあなた、ぜひ、お集まりください。

なお、岩室ふるさと太鼓についての問い合わせ及び入会申込みは下記までどうぞ。(竹内松太郎・和5・☎82-3219、阿部秀永和3・☎82-4055、中沢勝美和1・☎82-3145)まで。

※年齢性別は問いません、太鼓好きな貴方、ふるって応募を!

10月26日(土)11月1日(木) 秋の火災予防運動

毎日が火の元警報発令中!

これから、火災が発生しやすい季節となります。そこで、この恐ろしい火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に、今月26日から11月1日まで一週間、県下一斉に秋の火災予防運動が実施されます。



近年の建物火災による死者のうち、その約九割は住宅火災によるものです。それに、高齢者層の火災における死者発生率が、若年層に比べ格段と高くなっています。

ですから、この運動を契機に、各家庭でも防火について家族全員で話し合ってみましょう。また、寝たきりおよび老人のおられる家庭では、万一の場合の、避難方法などについて

- も話し合っておくのも大切です。知っておきたい
- 「火の用心、七つのポイント」
- ①寝タバコやタバコの投げ捨てはしない。
 - ②子どもは、マッチやライターで遊ばせない。
 - ③風の強いときは、たき火をしない。
 - ④天ぷらを揚げるときは、その場をはなれない。
 - ⑤家のまわりに燃えやすいものを置かない。
 - ⑥風呂の空だきをしない。
 - ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

戦傷病者等の奥さんへお知らせ

次の該当する戦傷病者等の妻に特別給付金が支給されます。

- ①昭和58年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻した妻又は同日以降にじ後重症により第5款病以上の戦傷病者等となったものの妻であって、平成3年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款病以上の増加恩給等を受けていた方。
 - ②これまでに一定の特別給付金受給権を取得した妻であって、昭和58年4月1日から61年9月30日までの間に戦傷病者等である夫が戦争公務による傷病以外の原因により死亡した方。
- なお詳しくは、役場住民福祉課へ。

ご利用ください 産業育成資金

村では、中小企業のみなさんのため、毎月「地方産業育成資金」の貸付を行っています。お店の繁栄のため大いにご利用ください。

■貸付要領…借入れを希望するかたは、毎月12日(金融機関休業日の場合は前日)まで巻信用組合岩室支店か和納支店へ申込書を提出してください。■貸付対象者…村内に住所か事務所のある中小企業者

※なお、貸付資金についてのお問い合わせは、岩室村商工会(☎82-3209)、巻信用組合岩室支店または和納支店までお気軽にどうぞ。

10月1日～7日は法の日週間

10月1日は「法の日」

みんなで考えよう

みなさんご存じでしたか。毎年10月1日は「法の日」です。そこで、この機会に「自由」の意味と「法」の役割を一緒に考えてみませんか。

個人の自由、が保障されていることは、民主主義社会の生命ともいえるべきものです。その自由は、各人が勝手気ままに振舞う自由を意味するものではありません。他の人々も自分と同じだけの自由を持っているのですから、他の人々の自由も尊重されなければなりません。

そこで、各人の自由を調整するために、法は重要な役割を果しています。つまり、自由は法によって限界が定められているのです。そして、民主主義国家の法は、個人の自由を単に隣人の侵害から守ることを目的とするだけでなく、同時に、国などの違法な行為からも守る役割を持っています。また、法はいかなる暴力も否定します。暴力の肯定は、法を軽んじ、自由を放棄することにつながるからです。このように、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立することを「法の支配」といいます。

この法の支配の確立は、今後の国際社会において、世界平和を樹立するための重要な基盤ともなるものです。このような法の支配の重要性を国民の皆さんに理解していただくことを目的として制定されたのが「法の日」です。

ところで、裁判所、法務省及び日本弁護士連合会では、毎年10月1日から一週間を「法の日」週間とし、この週間の趣旨を理解していただくため、今年も各地で講演会、座談会、無料相談など各種行事を実施します。